

蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画

平成27年3月

蕨市

第1章 全体計画の策定

1	計画の策定目的	1
2	計画の位置付け	1
3	基本的な考え方	1
4	計画の構成	2
5	対象とする災害	2

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1	要配慮者の把握	3
(1)	市での情報の集約	3
(2)	県からの情報の取得	3
2	避難行動要支援者名簿の作成	3
(1)	避難行動要支援者の範囲	3
(2)	避難行動要支援者名簿の記載事項	4
(3)	市民への広報	4
(4)	名簿登録の申請	4
(5)	個別計画の策定	5
(6)	避難行動要支援者名簿情報の事前の外部提供	5
(7)	避難行動要支援者名簿のバックアップ	6
(8)	避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有	6
3	避難支援等関係者について	6
(1)	避難支援等関係者とは	6
(2)	避難支援等関係者の責任	6
(3)	避難行動要支援者名簿に係る守秘義務	7
(4)	避難支援等関係者の役割	7
(5)	避難支援等関係者の安全確保の措置	8
4	不同意者への対応	8
(1)	不同意者名簿の作成	8
(2)	不同意者名簿の外部提供	8

第3章 避難支援体制

1	避難のための情報伝達	9
(1)	避難準備情報の発令	9
(2)	避難準備情報等の発令基準	9
(3)	避難行動要支援者への情報伝達の配慮	9
(4)	多様な手段の活用による情報伝達	10
(5)	ハザードマップの活用	10
2	安否確認	10
3	避難誘導及び避難所における支援	11
(1)	避難方法の確認及び避難経路の選定	11
(2)	避難路の整備	11
(3)	避難所の環境整備	11
4	市の避難行動要支援者への対応	11
(1)	避難行動要支援者の引継ぎ	11
(2)	避難行動要支援者の運送	12
5	自宅で生活する避難行動要支援者への生活支援	12
(1)	ニーズの把握	12
(2)	情報の提供	12
(3)	支援物資の支給	12
6	福祉避難所	13

第4章 避難行動要支援者に係る防災力の向上

1	避難行動要支援者避難訓練の実施	14
2	民間団体等との応援体制の確立	14

資料

1	避難場所（指定緊急避難場所・指定避難所）	15
2	「避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別計画書」	17

第1章 全体計画の策定

1 計画の策定目的

災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害情報の入手や自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定される。

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）が施行されたことにより、本市に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられた。

本計画は、こうした社会的背景を踏まえ、避難行動要支援者が、円滑かつ迅速に避難できるよう、平常時からの地域の見守り体制を活用し、その対策を推進するための基本的な事項を定めるものである。

2 計画の位置付け

本計画は、避難行動要支援者の支援対策の整備を推進するため、作成するものである。

3 基本的な考え方

個別具体的な避難行動要支援者への支援については、避難行動要支援者本人の自助及び地域住民による支援活動の共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を行うものとする。

防災を担当する安全安心推進課並びに要配慮者を担当する福祉総務課、介護保険室及び保健センター（以下「福祉部局」という。）は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めるものとし、また、蕨市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者を含めた市民の防災意識の向上を図るものとする。

自助	自分ができることを、自分自身で行う。 (家具の転倒防止金具の設置、家族との連絡方法の確認、地域活動への積極的な参加など)
共助	個人の力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 (日頃からの地域の交流、避難支援訓練の実施、災害時の安否確認や避難支援など)
公助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決が困難なことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。 (行政機関による市全体に関わる各種計画の策定や災害発生時に備えた関係機関との連携強化)

※災害発生時の公助には限界があるため、日頃から自助、共助の充実を図ることが重要である。

4 計画の構成

避難行動要支援者支援制度については、「全体計画」と「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本計画のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や避難行動要支援者名簿等の基本的事項を定める。

「個別計画」とは本計画に基づき、避難等の際に、誰かの支援を必要とする避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法などを個別に作成したものである。

5 対象とする災害

この全体計画で対象とする災害は、原則として災害対策基本法第2条第1号に定められている災害で、かつ避難勧告等が出されるものを対象とするが、その他の災害についても必要に応じて対象とする。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

(1) 市での情報の集約

安全安心推進課、福祉総務課、介護保険室、保健センター（以下「関係課所室」という。）は、避難行動要支援者を把握するため、通常業務等を通じて日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう情報の把握に努めるものとする。

(2) 県からの情報の取得

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要がある場合は、埼玉県に要配慮者の情報提供を求めることができる。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

本計画の対象者となる避難行動要支援者は、在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある者で、次のいずれかの条件に該当する者。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者②療育手帳（A・A）の交付を受けている者③要介護度3以上の者④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者⑤その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、これらに該当しない者であっても、柔軟に対応するとともに、避難行動要支援者の優先度や災害に応じた地域の災害リスクなども十分に考慮し、個別計画へ反映させるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

- | |
|----------------------|
| ①氏名 |
| ②生年月日 |
| ③性別 |
| ④住所又は居所 |
| ⑤電話番号その他の連絡先 |
| ⑥避難支援等を必要とする理由 |
| ⑦その他避難支援等の実施に関し必要な事項 |

(3) 市民への広報

市は、広報やホームページ・町会回覧等を活用し、避難行動要支援者名簿の登録申請について周知を行う。なお、登録申請が出来る者は、避難行動要支援者の条件に該当する者とする。

(4) 名簿登録の申請

①市は、手上げ方式により、避難行動要支援者の名簿登録を行い、個別計画を策定する。蕨市避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別計画書（以下「申請書等」という。）は、関係課所室の窓口で配布する。また、ホームページでも入手できるよう配慮する。

【手上げ方式】

市町村広報紙などの広報媒体により周知した後、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式で、平常時から自主防災会や民生委員・児童委員等に個人情報を提供することに同意を得た後に個別計画を策定する方式。

②申請書等の受付窓口は、下表のとおりとするが、複数の条件に該当する者は、それぞれの窓口において受付を行えるものとする。

【受付窓口】

避難行動要支援者の該当条件	受付窓口
身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者	福祉総務課
療育手帳（Q・A）の交付を受けている者	
要介護度3以上の者	介護保険室
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	保健センター
その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者	安全安心推進課

③申請書等の提出は、原則として持参によるものとするが、持参が困難な場合は、郵送による申請や代理人による提出も受け付けるものとする。

（5）個別計画の策定

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえ、自主防災会等と連携しながら具体的な支援方法に関する調整等を実施し、個別計画を策定する。

（6）避難行動要支援者名簿情報の事前の外部提供

市は、名簿情報を平常時から外部提供するが、そのためには避難行動要支援者の事前同意が必要なため、申請書等の受付の際等に、名簿情報の外部提供の目的・内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について、本人の意思確認を行う。（重度の認知症や障害者等で、本人の意思確認が困難な場合は、親権者、家族、親族、法定代理人等から同意を得ることにより、本人の意思確認とする。）

市は、避難行動要支援者名簿の情報を、個人情報保護の観点から、避難行動要支援者本人、関係課所室のほか、蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会、自主防災会等の避難行動要支援者の避難支援を実施する最小限度の者に外部提供する。また、外部提供の際には、避難行動要支援者の個人情報保護と守秘義務の確保に努める。外部提供を受けた側は、提供を受けた名簿情報を用いて、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に寄与する取り組みを行うとともに適正な情報管理を図るよう、下記の事項を主とする適切な処理を講ずるものとする。

《避難行動要支援者名簿情報の提供にあたっての留意点》

- ①避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供する。
- ②避難支援等関係者への災害対策基本法に基づく守秘義務を周知徹底する。
- ③施錠可能な場所への名簿の保管、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等適正な情報管理を図るよう指導する。

(7) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

関係課所室及び消防本部は、災害により行政機能が低下した場合でも避難行動要支援者名簿を活用することが可能となるよう努めるものとする。

(8) 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

①福祉部局は、転出や死亡等による、避難行動要支援者名簿の登録者の異動を住民登録の変更等により確認した場合は、所管するそれぞれの名簿を更新するとともに、情報共有のため、安全安心推進課に情報を提供する。

福祉総務課は、蕨市社会福祉協議会、民生委員・児童委員にも情報を提供する。

②安全安心推進課は、福祉部局から提供された更新情報をもとに、所管する名簿を更新するとともに、更新情報を蕨市消防本部、蕨警察署、自主防災会に情報提供する。

③福祉部局は、住民基本台帳を活用し、年に1回程度全体的な更新を実施する。

3 避難支援等関係者について

(1) 避難支援等関係者とは

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を実施するには、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握し、避難支援等関係者を決定する必要がある。避難支援等関係者は、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援ができ、地域の特性や実情を理解・把握している自主防災会を基本とするが、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援等関係者を決定していくこととする。

(2) 避難支援等関係者の責任

避難支援等関係者は、あくまでも日頃の近隣との交流に基づき、善意により支

援を行う者であるため、災害発生時において避難行動要支援者を支援できなかったとしても、責任を負うものではない。

(3) 避難行動要支援者名簿に係る守秘義務

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせることは、災害対策基本法に基づく守秘義務違反には当たらないが、応援を得る場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することはできない。

(4) 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は、各地域で避難行動要支援者の支援を実施するものとする。

【平常時】

①避難支援者の選定

自主防災会は、市の依頼を受け、避難支援者が決まっていない避難行動要支援者について避難支援者の選定を行い、避難行動要支援者本人の身体や家族等の状況を勘案し、必要な支援者数の検討や避難行動要支援者と避難支援者の組合せについて調整を行う。

また、調整にあたり、必要に応じて民生委員・児童委員の援助を受け、下表のような選定方法を参考に、避難支援者の担い手について、各地域で選定する。

《避難支援者の選定方法について》

- ①町会から避難支援者を募集する。
- ②自主防災会の支援により、避難行動要支援者本人やその家族が選定する。
- ③隣近所が避難支援者となる。
- ④町会の役員や班長が、避難支援者となる。
- ⑤町会の班を避難支援者とする。

②支援内容の確認及び調整

自主防災会が調整役（コーディネーター）となり、避難行動要支援者及び避難支援者は、相互に支援内容の確認を行い、支援者間で共通認識を持つように努める。特に、要介護者や障害者については、どのような支援を望んでいるのかを良く理解し、支援内容の確認を行うものとする。

【災害時】

①避難行動の支援

避難支援者は、自分の身の安全確保、家族の安否確認、自宅や自宅周辺の状況を確認後、事前に把握した避難行動要支援者の所在や支援内容に基づき、安否確認及び避難誘導等の支援を実施するものとする。

②避難所生活の支援

避難支援者は、安心した避難所生活が送れるように、事前に把握した避難行動要支援者の支援内容を参考に、避難所生活の支援を実施するものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援等関係者は、被災状況によっては安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

4 不同意者への対応

(1) 不同意者名簿の作成

市は、福祉部局で保有している情報をもとに、避難行動要支援者名簿に掲載されていない者の情報を把握し、平常時から不同意者の名簿を作成する。なお、不同意者の名簿の更新は、定期的実施する。

(2) 不同意者名簿の外部提供

市は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に不同意者の名簿を提供できるものとする。

ただし、外部提供の際は、予想される災害の規模や、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、不同意者の名簿の情報を外部提供することが適切かを判断するよう留意する。

第3章 避難支援体制

1 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報の発令

市は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「避難準備情報」を発令する。

(2) 避難準備情報等の発令基準

市は、雨量情報、気象情報、河川洪水予報等の災害関連情報と避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断し、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する。

避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備(避難行動要支援者避難)情報	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。・避難行動要支援者は、立ち退き避難する。 (避難支援者は支援行動を開始する。)
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。

【内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より抜粋】

(3) 避難行動要支援者への情報伝達の配慮

避難行動要支援者には「自らに危険が差し迫っていることを察知できない、あるいは困難な者」や「情報を受け取ることができない、あるいは困難な者」が含まれている。このため、市は、このような避難行動要支援者への情報伝達を行う場合は、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、災害情報を理解しやすい言葉で伝えるよう努めるものとする。

種別	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達の手段
要介護者	日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、介護を要すると見込まれる状態にあるため、早い段階での情報の提供を行うことが必要となる。防災行政無線での情報伝達に加えて、緊急速報メールや避難支援者の直接の訪問により情報の伝達を行うよう配慮する。
視覚障害者	視力及び視野に障害があるため、早い段階での情報の提供を行うことが必要となる。防災行政無線での情報伝達に加えて、避難支援者の直接の訪問により情報の伝達を行うよう配慮する。
聴覚障害者	聴覚損失による障害があり、早い段階での情報の提供を行うことが必要となる。緊急速報メールの文字による情報の伝達を行うよう配慮する。

(4) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、要配慮者の特性を踏まえつつ、要配慮者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進める。また、多様な情報入手手段の周知に努めるものとする。

《要配慮者の特性を踏まえた情報機器等の活用例》

- ・聴覚障害者：FAX、緊急速報メール、テレビ（文字）、聴覚障害者用情報受信装置
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、ラジオ
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

(5) ハザードマップの活用

市が作成しているハザードマップが住民に活用されるよう、市は、各世帯への配布、ホームページへの掲載等を行う。

また、ハザードマップを用いて避難場所を平時から確認するよう、住民への周知に努め、地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

2 安否確認

市は、避難行動要支援者の安否確認について、次のような手段を講じて行うものとする。この際に自主防災会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等が持つネット

ワークを活用し情報収集するなど、避難行動要支援者本人の安否確認ができる体制の整備に努めるものとする。

また、蕨市社会福祉協議会と協力し、災害ボランティアの受入れ・派遣調整や活動に必要な環境整備を実施し、ボランティア活動による安否確認体制の確立を図る。

《確認方法》

- ・避難行動要支援者名簿を活用した情報収集
- ・民生委員・児童委員への聞き取り
- ・福祉関係団体への聞き取り
- ・自主防災会への聞き取り
- ・その他関連のある団体からの報告

3 避難誘導及び避難所における支援

(1) 避難方法の確認及び避難経路の選定

避難支援者は、避難情報等が伝達された場合に迅速に避難行動が行えるよう、平常時から、避難方法の確認や避難経路の選定に努めるものとする。また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者と共に歩いてみるなど、避難経路の確認に努めるものとする。

(2) 避難路の整備

市は、避難路周辺の建築物の適正な維持保全を見守るとともに、避難場所までの避難路の整備に努めるものとする。

(3) 避難所の環境整備

市は、蕨市社会福祉協議会等と協力し、情報伝達等に必要な専門的技術を有する盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するなど、避難支援者の協力のもと、避難行動要支援者の避難状況に応じて、避難所の環境整備に努めるものとする。

4 市の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

蕨市地域防災計画に規定する収容班（福祉総務課、生活支援課、介護保険室、交流プラザさくら）は、避難支援者から避難行動要支援者を引継ぎ、避難支援を

行うものとする。また、避難行動要支援者への確かな支援を実施するため、ニーズの把握に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の運送

市は、避難行動要支援者を避難場所から避難所に運送する際には、輸送班又は協定を締結している業者に依頼するものとする。

5 自宅で生活する避難行動要支援者への生活支援

自宅の被害が少ない等により、自宅にとどまる避難行動要支援者への生活支援も重要である。ライフラインに被害が生じたことにより、飲料水が確保できない場合など、避難所と同様に生活支援を実施する必要がある。

このため、避難支援等関係者は、自宅で生活する避難行動要支援者への生活支援として、主に次に掲げる事項の実施に努める。

(1) ニーズの把握

避難支援等関係者は、自宅で生活する避難行動要支援者への支援を実施するため、避難行動要支援者の生活状況やニーズの把握に努めるものとする。

(2) 情報の提供

市は、地域の協力を得て、ライフラインの復旧の見込み等、生活上必要な情報の提供に努めるものとする。

(3) 支援物資の支給

避難支援等関係者は、地域内の支援物資のニーズを把握するとともに取りまとめを行い、地域の避難所等を通じ、市災害対策本部に対し要望を行うものとする。

市は、要望があった場合、避難所への支援物資と同様に、支給を実施する。ただし、原則として要望があった場合、地域への直接的な支給は行わず、要望を受けた避難所に支援物資を運搬するものとする。

避難支援等関係者は、避難所に届けられた支援物資を地域内に運搬するとともに、避難行動要支援者への優先的な支給に努めるものとする。

なお、避難支援等関係者は、避難所への支援物資の到達状況について、定期的に確認を行うものとする。

6 福祉避難所

市は、避難行動要支援者対策における福祉避難所について、その必要性を十分に理解し、平時から既存の社会福祉施設等を把握し、当該施設の管理者と災害時における福祉避難所の設置等について協議を行い、同意を得た上で、災害時に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

【福祉避難所一覧】

番号	施設名	施設住所
1	総合社会福祉センター	錦町 3-3-27
2	特別養護老人ホーム蕨サンクチュアリ	北町 5-12-5
3	特別養護老人ホーム第2蕨サンクチュアリ	北町 5-13-20
4	介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨	北町 5-13-6
5	下蕨公民館	中央 7-41-1
6	交流プラザさくら	南町 2-21-2
7	塚越デイサービスセンターないとう	塚越 7-24-14

第4章 避難行動要支援者に係る防災力の向上

1 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難を行うためには、避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、防災活動だけでなく、普段から声掛けや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要となるため、市は、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と連携し、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難訓練等を行うことにより、支援体制の充実を図る必要がある。

避難行動要支援者や避難支援者、地域住民等は、避難訓練に積極的に参加し、避難準備情報等の伝達の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。このため、市は防災訓練などにおいて、避難行動要支援者に対する避難支援等の訓練を行うこととする。

2 民間団体等との応援体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等関係者その他の者として、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所、障害者福祉サービス関係者、障害者団体等の福祉関係者等からの協力も考えられるため、市は、これら福祉関係団体との間で災害時における協定を結ぶなど、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

資 料

1 避難場所（指定緊急避難場所・指定避難所）

No.	施 設	指定緊急 避難場所		指定 避難所	備 考
		地震	水害		
1	錦町スポーツ広場	○	—	—	
2	富士見公園、富士見第2公園	○	—	—	
3	錦町コミュニティ・センター (西公民館、松原会館)	○※1	○	○	※1 松原会館を除く。
4	第二中学校	○	○	○	
5	西小学校	○	○	○	
6	北町コミュニティ・センター (北町公民館、市民体育館、北町公園)	○※1	○※2	○※2	※1 北町公民館、市民体育館 を除く。 ※2 北町公園を除く。
7	北小学校	○	○	○	
8	三学院	○	—	—	
9	蕨高等学校	○	○	○	
10	旭町公民館、文化ホールくるる	○	○※1	○	※1 旭町公民館を除く。
11	中央公園	○	—	—	
12	福祉・児童センター、中の宮公園	○	○※1	○※1	※1 中の宮公園を除く。
13	中央コミュニティ・センター (中央公民館、市民会館、城址公園)	○※1	○※2	○※2	※1 中央公民館、市民会館を 除く。 ※2 城址公園を除く。
14	和楽備神社	○	—	—	
15	ふるさと土橋公園	○	—	—	
16	中央小学校	○	○	○	
17	中央東小学校	○	○	○	
18	下蕨公民館、下蕨公園	○	○※1	○※1	※1 下蕨公園を除く。
19	南小学校	○	○	○	
20	大荒田交通公園	○	—	—	

21	南町コミュニティ・センター (南公民館、三和公園)	○ _{※1}	○ _{※2}	○ _{※2}	※1 南公民館を除く。 ※2 三和公園を除く。
22	第一中学校	○	○	○	
23	東小学校	○	○	○	
24	塚越コミュニティ・センター (東公民館、塚越公園、けやき荘)	○ _{※1}	○ _{※2}	○ _{※3}	※1 東公民館を除く。 ※2 塚越公園、けやき荘を除く。 ※3 塚越公園を除く。
25	蕨市民公園	○	—	—	
26	塚越小学校	○	○	○	
27	武南学園	○	—	—	
28	東中学校	○	○	○	

※新耐震基準を満たさない建物は、耐震化されるまでの措置として「○○を除く。」としている。

「蕨市避難行動要支援者名簿」登録申請書兼個別計画書

申請日 平成 年 月 日

蕨市長 あて

【注意事項】

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。そのため、避難行動要支援者本人や各家庭で、日頃から災害に備えておくことが重要です。

私は、蕨市の避難行動要支援者制度の趣旨に賛同し、同制度の名簿に登録することを希望します。

また、私が届け出た次の個人情報をも市が私の避難を支援する蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会、自主防災会及び私の避難を支援する者へ情報提供することについて承諾します。

申請者本人 _____ 印

代理申請者（本人以外が代筆する場合記入して下さい）

代理人 _____ 印 本人との関係 _____

代理人住所 _____ 代理人連絡先 _____

1. 申請者（避難行動要支援者）の情報

住 所	蕨市	連絡先	()
ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
避難支援等を必要とする事由	<p>■身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>() 視覚障害 () 聴覚障害 () 平衡機能障害</p> <p>() 下肢障害 () 体幹障害 () 移動機能障害</p> <p>■療育手帳（みどりの手帳）の交付を受けている方</p> <p>() ㊤ () A</p> <p>■介護保険の認定を受けている方</p> <p>() 要介護5 () 要介護4 () 要介護3</p> <p>■精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>() 精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>■その他</p> <p>【登録が必要な理由】</p> <p>()</p>		

【家族構成・同居状況等】同居者がいる場合支援を受けられない理由や時間帯等を記入してください。

【特記事項】普段いる部屋、寝室の位置、不在や避難済の目印などを記入してください。

避難時に配慮し なければなら ない事項	(あてはまるものすべてに○をつけてください)	
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断出来ない <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族が分らない

2. 緊急時の家族等の連絡先

氏名		続柄()	住所		連絡先	
氏名		続柄()	住所		連絡先	

3. 避難支援者(あなたの避難支援や安否確認などを行ってくれる方となりますので、親族、近隣者などにお願ひし、一人でも多く記入して下さい。)

1	氏名	印	住所		連絡先	
	区分	1. 親族 2. 近隣者 3. 町会・自主防災会 4. その他()				
2	氏名	印	住所		連絡先	
	区分	1. 親族 2. 近隣者 3. 町会・自主防災会 4. その他()				

4. 避難場所等情報(位置・経路・移動するまでの注意すべき事項)

--

【申請受付・問い合わせ先】

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○福祉総務課(身体・知的障害者について) | 電話 048-433-7754 |
| ○介護保険室(要介護者について) | 電話 048-433-7756 |
| ○保健センター(精神障害者について) | 電話 048-431-5590 |
| ○安全安心推進課(避難行動要支援者制度について) | 電話 048-433-7755 |

【市処理欄】

福祉総務課	介護保険室	保健センター	安全安心推進課
担当課 意見欄			